

1 件 名 三浦市市税条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

令和 4 年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税の地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る課税標準の特例措置について本市条例の関連規定を整備する必要が生じたため、本条例議案を提案する。

3 条例改正の内容

(1) 下水道除害施設に係る課税標準の特例割合【附則第 4 条の 5 関係】

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正により、下水道除害施設に係る課税標準の特例措置について、適用対象等が次のとおり規定された。

ア 適用対象 令和 4 年 4 月 1 日以後に下水道が整備されたことにより除害施設の設置義務が生じる者が取得した資産に限定

イ 適用期限 2 年延長

ウ 特例割合 5 分の 4 を参酌して 10 分の 7 以上 10 分の 9 以下の範囲内において条例で定める。

このため、本市条例に定める特例割合を 5 分の 4（現行 4 分の 3）と定めるものである。

(2) その他所要の改正【附則第 4 条の 5 関係】

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

5 適用区分

改正後の附則第 4 条の 5 の規定は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。